

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第1号

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号および第3号の改正規定（同号に係る部分に限る。）中「秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第32号）第9条」を「秋田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年秋田市条例第47号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項」に改め、「応じ、」の次に「審査請求について」を加え、同項第2号および第3号の改正規定の次に次のように加える。

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第32号）第9条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

第5条第1項の改正規定中「個人情報保護条例第36条」を「又は個人情報保護条例第36条」に、「個人情報保護法第105条第3項」を「、個人情報保護法第105条第3項」に、「同条第1項」を「同条第1項又は議会個人情報保護条例第46条第1項」に、「実施機関（」を「実施機関又は議会（」に、「諮問実施機関」を「諮問庁」に、「第101条各項」を「第101条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第25条各項の決定、議会個人情報保護条例第35条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第42条各項」に、「「保有個人情報」を「これらの決定を「保有個人情報」に改め、同

条第2項から第4項までの規定中「諮問実施機関」を「諮問庁」に改める。

第10条の改正規定中「個人情報保護条例」を「および個人情報保護条例」に、「個人情報保護法」を「、個人情報保護法」に、「同条第1項」を「同条第1項および議会個人情報保護条例第46条第1項」に改める。

第11条の改正規定中「又は」を削り、「削る」を「「議会個人情報保護条例第46条第1項」に改める」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秋田市公文書管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 秋田市公文書管理条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項の表第5条第1項の項の改正規定中「個人情報保護条例第36条」を「又は個人情報保護条例第36条」に、「個人情報保護法第105条第3項」を「、個人情報保護法第105条第3項」に、「同条第1項」を「同条第1項又は議会個人情報保護条例第46条第1項」に、「実施機関（」を「実施機関又は議会（」に、「諮問実施機関」を「諮問庁」に、「第101条各項」を「第101条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第25条各項の決定、議会個人情報保護条例第35条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第42条各項」に、「「保有個人情報」を「これらの決定を「保有個人情報」に改め、同表第5条第2項の項から第5条第4項の項までの規定中「諮問実施機関」を「諮問庁」に改め、同表第10条の項の改正規定中「個人情報保護条例」を「および個人情報保護条例」に、「個人情報保護法」を「、個人情報保護法」に、「同条第1項」を「同条第1項および議会個人情報保護条例第46条第1項」に改め、同表第11条の項の改正規定中「又は」を削り、「削る」を「「議会個人情報保護条例第46条第1項」に改める」に改める。